

長野県知事 様

申立人

住 所
名 称
代表者職氏名

印

申立書

緊急雇用対策助成金の申請にあたり、下記のとおり申し立てます。なお、このことについて長野県から照会等があった場合は協力します。

記

申立人は、次のいずれにも該当いたします。

- 1 緊急雇用対策助成金交付要綱第 2 条の要件をいずれも満たす対象者を雇用した事業主
- 2 対象者の雇入れ前にコロナ対策緊急就業支援デスク強化事業（以下「デスク強化事業」という。）に登録し、デスク強化事業に登録している対象者を正社員として新たに雇い入れ、令和 4 年 2 月 28 日までに 3 か月以上継続して勤務させた事業主
- 3 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主
- 4 対象者の 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であり、かつ、雇用保険に加入させている事業主
- 5 対象者の労働に対する賃金（基本給のほか、時間外手当、休日出勤手当その他の手当を含む。）を、支払期日までに支払っている事業主
- 6 対象者に関し、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行い、かつ、同法第 9 条第 1 項に規定する確認を受けた事業主
- 7 対象者の雇入れの前 1 年間に当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇又は雇止め（退職勧奨を含む）をしていない事業主
- 8 対象者について、本助成金と、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする国又は地方公共団体で実施する各種助成金等の支給を同時に受けることとなる事業主でない
- 9 県税の滞納がある事業主でない
- 10 次の各号のいずれにも該当する者でない
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
 - (2) 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している
- 11 申請に関する対象者の個人情報の取得及び提出について、本人の同意を得ている
- 12 事業主が次のいずれかに該当する場合であって、既に助成金が交付されているときは、その返還に応じる
 - (1) 交付対象者の要件に反している事実が認められたとき
 - (2) 偽りその他不正の行為によって交付を受け、又は受けようとしたとき
 - (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき